

令和2年第1回区議会定例会

議案説明資料

※議案第24号及び、35号から40号については資料なし

(議案第1号)

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」及び「公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例」の規定により、人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等に職員を派遣しているところである。

このたび、道路管理者及び公益事業者が行う道路管理業務を支援する業務を行っている「一般財団法人道路管理センター」から、職員の派遣依頼を受けたことを踏まえ、区としても、道路管理者の業務と密接な関係があることから、一般財団法人道路管理センターに人的援助を行うこととした。

このことに伴い、一般財団法人道路管理センターを職員を派遣することができる団体とする必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

任命権者が職員を派遣することができる団体に「一般財団法人道路管理センター」を加えること等とする。(第2条)

<実施の時期>

令和2年4月1日

(議案第2号)

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、成年被後見人については、印鑑の登録を受けることができないこととしている。

このたび、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることがないように、その権利の制限に係る措置について適正化を図ること等とされたことを受け、区では、印鑑の登録を受ける意思を確認できた成年被後見人については、印鑑の登録を受けることができることとした。

このことに伴い、印鑑の登録を受けることができる者の範囲を改める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 成年被後見人であって、法定代理人が同行した上で、印鑑の登録を受ける意思を確認できた者について、印鑑の登録を受けることができることとする。(第3条)
- 2 所要の規定の整備を図る。(第4条から第6条まで、第9条から第11条まで、第14条、第16条及び第20条)

<実施の時期>

一部の規定を除き、公布の日

(議案第3号)

杉並区高齢者住宅条例及び杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、区営住宅等の使用許可に当たって、連帯保証人の連署する誓約書の提出を求めているところであるが、今般の民法改正による債権関係の規定の見直しや近年身寄りのない単身高齢者等が増加していること等を踏まえて、入居に当たって、連帯保証人を要しないこととすることとした。

このことに伴い、連帯保証人に係る規定を削除する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

1 第1条による杉並区高齢者住宅条例の一部改正

(1) 使用の手続において提出する誓約書について、連帯保証人の連署を要しないこととする。(第9条)

(2) 民法の一部改正に伴い、不正行為によって入居した者に対して徴収する額に係る利息の利率を改める。(第34条)

2 第2条による杉並区営住宅条例の一部改正

(1) 使用の手続において提出する誓約書について、連帯保証人の連署を要しないこととする。(第9条及び第43条)

(2) 民法の一部改正に伴い、不正行為によって入居した者に対して徴収する額に係る利息の利率を改める。(第34条)

<実施の時期等>

1 公布の日から施行する。ただし、前記1(2)及び2(2)については、令和2年4月1日から施行する。(附則第1項)

2 必要な経過措置を定める。(附則第2項から第5項まで)

(議案第4号)

杉並区基本構想審議会条例

<制定の趣旨>

区は、現在の区の基本構想の期間設定を平成24年度から令和3年度までの10年間とし、その実現を図るため、総合計画及び実行計画等を策定し、その後必要な改定を行い、様々な取組を進めてきたところである。

このたび、これまでの取組実績及び区を取り巻く社会経済状況等の著しい変化を見据えつつ、来るべき区政100周年も視野に入れ、区の将来像及び区政の進むべき方向性を新たに示す必要があるため、新たな基本構想を策定することとし、基本構想の策定に関し必要な事項を調査審議する区長の附属機関を設置することとした。

このことに伴い、杉並区基本構想審議会を設置する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<条例の概要>

1 設置(第1条)

杉並区の基本構想を策定するため、区長の附属機関として、杉並区基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 所掌事項(第2条)

審議会は、区長の諮問に応じ、杉並区の基本構想の策定に関し必要な事項について調査審議し、答申するほか、区長に意見を述べることができる。

3 組織(第3条)

(1) 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員42人以内をもって組織し、委員の任期は、答申が行われた日までとする。

ア 区民 20人以内

イ 区議会議員 7人以内

ウ 学識経験者 15人以内

(2) 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、区長が委嘱する専門委員を置くことができることとし、専門委員の任期は、当該専門の事項の調査期間とする。

4 会長及び副会長、会議、部会並びに委員以外の者の出席等について定める。(第4条から第7条まで)

5 委任(第8条)

<実施の時期等>

1 令和2年4月1日から施行する。(附則第1項)

2 この条例は、審議会の答申があった日の翌日に効力を失う。(附則第2項)

3 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(附則第3項及び第4項)

審議会の会長等の報酬の額を定めること等とする。(別表)

(議案第5号)

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、長期目的外使用施設の使用料について、算定の基礎となる地価及び建物価格が変動していることから、このたび使用料の見直しを行うこととした。

このことに伴い、杉並会館の従業員控室等の使用料を改定する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

長期目的外使用施設の使用料を次のとおり改定する。(別表第1)

名称	使用部分	使用方法	使用料の額(月額)	
			現行	改定
杉並会館	地下1階従業員控室の一部	従業員控室	138,000円	145,000円
	地上1階の一部	調理室	261,000円	274,000円
	〃	調理事務室	13,000円	14,000円
高円寺地域区民センター	地上2階の一部	調理室	40,000円	41,000円
永福和泉地域区民センター	地上1階の一部	調理室	40,000円	41,000円
井草地域区民センター	地上1階の一部	調理室	42,000円	43,000円
中央図書館	地上1階の一部	売店	21,000円	20,000円

※中央図書館の売店は、施設の改修に伴い、面積が変更される。

※上井草体育館の長期目的外使用は、廃止する。

<実施の時期等>

- 1 令和2年4月1日から施行する。ただし、中央図書館に係る部分は、同年7月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項及び第3項)

(議案第6号)

杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

集会施設、体育施設等の施設整備に係る経費や施設の維持管理経費の一部については、区民全体の負担となることから、その使用料等については、集会施設等の利用者と未利用者との公平性を確保していく上で、社会経済環境等により、求められるサービスの内容や経費の変化等を考慮しながら、定期的な見直しを行っていく必要がある。

区では、このたび、「杉並区行財政改革推進計画」に基づき、受益者負担の適正化の観点から集会施設、体育施設及び目的外使用施設の使用料等について、見直すこととした。

このことに伴い、区の施設の使用料等を改定する等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、さきに区民等の意見提出手続を実施し、作成したものである。

また、関連する10件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

- 1 第1条による杉並区行政財産使用料条例の一部改正
目的外使用施設の使用料を改定すること等とする。(別表第2)
- 2 第2条による杉並区立杉並会館条例の一部改正
杉並会館の施設の使用料を改定する。(別表)
- 3 第3条による杉並区立区民会館条例の一部改正
区民会館の施設の使用料を改定すること等とする。(別表第2)
- 4 第4条による杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部改正
地域区民センター等の施設の使用料等を改定する。(別表第2及び別表第3)
- 5 第5条による杉並区立杉並芸術会館条例の一部改正
杉並芸術会館の施設の利用料金を改定する。(別表)
- 6 第6条による杉並区体育施設等に関する条例の一部改正
体育施設等の使用料等を改定する。(別表第3及び別表第4)
- 7 第7条による杉並区立産業商工会館条例の一部改正
産業商工会館の施設の使用料を改定する。(別表第1及び別表第2)
- 8 第8条による杉並区立勤労福祉会館条例の一部改正
勤労福祉会館の施設の利用料金を改定する。(別表)
- 9 第9条による杉並区立公園条例の一部改正
公園茶室等の使用料等を改定する。(別表第4及び別表第5)
- 10 第10条による杉並区立社会教育センター条例の一部改正
社会教育センターの施設の使用料を改定する。(別表)

<実施の時期等>

- 1 令和2年11月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な準備行為及び経過措置について定める。(附則第2項から第21項まで)
- 3 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例及び杉並区立勤労福祉会館条例の一部を改正する条例の一部改正(附則第22項)
必要な規定の整備を行う。(第1条)

(議案第7号)

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員に対して特殊勤務手当を支給しているところである。

令和2年度から特別区で児童相談所が順次設置されることとされているところ、児童相談所設置に係る給与上の人材確保策について、これまで特別区における児童相談所の課題に対し一体で取り組んできたこと、都区間及び特別区間において人事交流等が行われること等を考慮し、特別区として一定の統一性を持たせるため、特殊勤務手当の対象業務及び支給額について申合せ等がなされた。

この申合せ等を受け、区でも検討した結果、児童相談所の業務の特殊性を考慮し、新たに日額の特殊勤務手当を支給することとした。

このことに伴い、児童相談所業務手当及び一時保護業務手当を創設する必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 児童相談所業務手当は、児童相談所の業務を行うため、家庭訪問、指導、相談等の業務に従事した職員に支給し、その額は、従事した日1日につき490円を超えない範囲内において、規則で定める。(第2条及び改正後の第7条)
- 2 一時保護業務手当は、一時保護業務に従事した職員に支給し、その額は、従事した日1日につき1,470円を超えない範囲内において、規則で定める。(第2条及び改正後の第8条)

<実施の時期>

令和2年4月1日

杉並区公契約条例

<制定の趣旨>

近年、働き方改革への対応が進められているほか、地域インフラの整備に携わる建設業の中長期的な担い手の確保や、大規模災害等を想定し、地域の事業者の活力を将来にわたって維持・向上させる取組の必要性が指摘されるなど、いわゆる公契約を取り巻く環境に大きな変化が生じている。

こうした環境変化への対応を図りつつ、これまで行ってきた労働環境の整備の取組を更に充実させ、区が発注する公共工事・公共サービスの品質を確保していくため、より実効性のある取組を推進していくこととした。

このことに伴い、公契約に関し必要な事項を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、さきに区民等の意見提出手続を実施し、作成したものである。

<条例の概要>

1 目的及び定義（第1条及び第2条）

2 基本方針（第3条）

区における公契約（請負契約、業務委託契約等の契約及び指定管理協定）に係る基本的な方針を定める。

3 責務（第4条及び第5条）

区は、基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとし、受注者は、公契約を締結した者としての責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、区の施策に協力するよう努めなければならないこと等とする。

4 賃金等及び労働報酬下限額（第6条及び第7条）

区長等は、特定公契約（予定価格が5,000万円以上の工事又は製造の請負契約等）において、特定受注者（特定公契約を締結する者）及び特定受注関係者（特定受注者の下請負者等）が特定労働者等（特定受注者及び特定受注関係者が雇用する労働者等）に対し、区長が公共工事設計労務単価、地域別最低賃金その他の事情を勘案して定める労働報酬下限額以上の額の賃金等を支払わなければならないことを定めること等とする。

5 特定公契約に定める事項（第8条及び別表）

区長等は、特定公契約において、賃金等に係る事項のほか、①特定公契約に係る労働条件、②特定公契約に係る請負条件、③継続雇用、④特定受注者の連帯責任、⑤区長等への報告、⑥特定労働者等への周知、⑦特定労働者等の申出、⑧不利益取扱いの禁止、⑨報告及び立入調査、⑩是正措置、⑪特定公契約の解除、⑫解除の効果、⑬公表、⑭損害賠償、⑮違約金、⑯特定受注関係者と締結する契約について定めるものとする。

6 特定労働者等の申出及び不利益取扱いの禁止（第9条及び第10条）

特定労働者等は、賃金等が支払われない場合又は支払われた賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができることとし、特定受注者及び特定受注関係者は、当該申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

7 報告及び立入調査並びに是正措置（第11条及び第12条）

区長は、特定労働者等の申出があった場合等は、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し報告を求め、又は立入調査をすることができること等とし、その結果、この条例の規定又は特定公契約の定めに違反していると認めるときは、特定受注者に対して是正措置を命ずることができること等とする。

8 公表（第13条）

区長は、特定公契約の定めに基づき特定公契約を解除した場合等は、その旨を公表することができること等とする。

9 杉並区公契約審議会（第14条から第19条まで）

杉並区公契約審議会を設置し、その所掌事項、組織、会長、会議及び委員以外の者の出席等について定める。

10 委任（第20条）

<実施の時期等>

1 令和2年8月1日から施行する。（附則第1項）

2 特定公契約に係る規定は、令和3年4月1日以後に締結する請負契約及び業務委託契約並びに同日以後の日を指定管理期間の始期とする指定管理者の指定（施行日前に公募が開始されたものを除く。）について適用する。（附則第2項）

3 必要な経過措置を定める。（附則第3項）

4 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第4項）
杉並区公契約審議会の会長等の報酬の額を定める。（別表）

(議案第9号)

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

建築物の新築等をするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画を作成し、当該計画が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すること等について所管行政庁の認定を受けることで、容積率の特例を受けることができることとされているところである。

このたび、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部が改正され、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合において、他の建築物のエネルギー消費性能の向上にも資するよう、自らの建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給する自他供給型熱源機器等を設置したときは、当該熱源機器等の床面積の一部についても、容積率の特例を受けることができること等とされた。

また、建築物の所有者は、建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けたときは、その旨の表示をすることができることとされているところ、小規模建築物のエネルギー消費性能に係る説明義務制度が創設されたこと、住宅の当該基準への適合率が6割にとどまっていること等を踏まえ、簡易な建築物エネルギー消費性能の評価方法であるモデル住宅法及びフロア入力法を導入することとされた。

これらのことに伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料を改める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 他の建築物のエネルギー消費性能の向上にも資するよう、自らの建築物に自他供給型熱源機器等を設置した場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料は、自らの建築物の手数料の額及び他の建築物の手数料の額を合算した額とすること等とする。(別表第1の123の9の項、123の10の項及び備考)
- 2 簡易な建築物エネルギー消費性能の評価方法であるモデル住宅法及びフロア入力法による場合における建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料を定めること等とする。(別表第1の123の11の項)
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等において、共同住宅の共用部分を評価しない場合における手数料の額は、当該部分の床面積を除いた床面積により算出した額とすること等とする。(別表第1備考)
- 4 毒物及び劇物取締法及び住民基本台帳法の一部改正に伴う規定の整備を行う。(別表第1の66の項並びに別表第2の22の項及び備考)

<実施の時期>

令和2年4月1日

(議案第10号)

杉並区立コミュニティふらっと条例

<制定の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる施設として、地域コミュニティ施設を整備することとしている。

この地域コミュニティ施設は、身近な地域活動の場及び世代を超えて交流・つながりが生まれる場としていくとともに、ゆうゆう館の「憩いの場」、「いきがい学びの場」、「ふれあい交流の場」、「健康づくりの場」としての役割・機能を継承していくこととしている。また、児童館の機能の一つである、乳幼児親子の居場所については、一部の地域において、地域コミュニティ施設に居場所となるスペースを確保することとしている。

このたび、この計画に基づき、地域コミュニティ施設として、杉並区立コミュニティふらっと阿佐谷ほか3箇所を設置することとしたことに伴い、それらの名称及び位置等を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

【コミュニティふらっと阿佐谷】

位置	杉並区阿佐谷北二丁目18番17号
敷地面積	646.12㎡
建築面積	346.60㎡
延床面積	603.75㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建て
施設内容	ラウンジ、集会室、和室等

【コミュニティふらっと東原】

位置	杉並区下井草一丁目23番23号
敷地面積	1,274.07㎡
建築面積	451.05㎡
延床面積	709.38㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建て
施設内容	ラウンジ、集会室、多目的室、乳幼児室等

【コミュニティふらっと馬橋】

位置	杉並区高円寺南三丁目29番5号
敷地面積	278.49㎡
建築面積	179.29㎡
延床面積	520.80㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建て
施設内容	ラウンジ、集会室、多目的室等

【コミュニティふらっと永福】

位置	杉並区永福三丁目51番17号 (大宮保育園及び永福図書館と併設)
敷地面積	2,206.68㎡
建築面積	1,108.39㎡

延床面積	2,955.38㎡のうち、コミュニティふらっと永福部分 786.28㎡
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上3階建て
施設内容	3階 ラウンジ、集会室、多目的室、楽器練習室等

※ コミュニティふらっと永福は、永福図書館との複合的施設として設置する。

<条例の概要>

- 1 子どもから高齢者までの全ての世代の交流及び活動の場を提供し、並びに多世代の交流に関する事業を実施することにより、身近な地域におけるコミュニティの形成に資するため、杉並区立コミュニティふらっと（以下「コミュニティふらっと」という。）を設置する。（第1条及び別表第1）
- 2 コミュニティふらっとは、次の事業を行う。（第2条）
 - （1） コミュニティふらっとの使用に関すること。
 - （2） 多世代の交流に関すること。
 - （3） その他区長が必要と認める事業
- 3 コミュニティふらっとの休館日及び開館時間は、規則で定める。（第3条）
- 4 コミュニティふらっとの施設及び備付器具を使用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならないこと等とする。（第4条）
- 5 コミュニティふらっとの使用料を定めること等とする。（第5条及び別表第2）
- 6 使用料の減免及び不還付について定める。（第6条及び第7条）
- 7 使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。（第8条）
- 8 使用の承認の取消し等、特別の設備等、原状回復の義務及び損害賠償の義務について定める。（第9条から第12条まで）
- 9 指定管理者による管理、指定管理者の指定等について定める。（第13条から第19条まで）
- 10 コミュニティふらっとの利用料金を定めること等とする。（第20条及び別表第3）
- 11 委任（第21条）

<実施の時期等>

- 1 令和3年1月5日から施行する。ただし、コミュニティふらっと永福に係る部分は、同年4月1日から施行する。（附則第1項）
- 2 必要な準備行為及び経過措置について定める。（附則第2項から第4項まで）
- 3 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部改正（附則第5項）
馬橋区民集会所に係る規定を削除する。（別表第1及び別表第2）
- 4 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例及び杉並区立勤労福祉会館条例の一部を改正する条例の一部改正（附則第6項）
必要な規定の整備を行う。（第1条）
- 5 杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部改正（附則第7項）
ゆうゆう阿佐谷館及びゆうゆう馬橋館に係る規定を削除する。（別表第1）
- 6 杉並区行政財産使用料条例の一部改正（附則第8項）
ゆうゆう阿佐谷館に係る規定を削除する。（別表第2）

(議案第11号)

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、地震や豪雨等の災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対して災害障害見舞金を支給することとしているところである。

このたび、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部が改正され、区市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、合議制の機関を置くよう努めるものとする等とされた。

区においては、迅速かつ適正な災害弔慰金等の支給を行うため、区長の附属機関を設置すること等とした。

このことに伴い、杉並区災害弔慰金等支給審査会を設置する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき等に加え、破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができること等とする。(第15条)
- 2 杉並区災害弔慰金等支給審査会を設置し、その所掌事項、組織、会長、会議及び守秘義務について定める。(改正後の第16条から第21条まで)
- 3 必要な規定の整備を行う。(第3条、改正後の第22条及び附則第3項)

<実施の時期等>

- 1 一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(附則第2項)
杉並区災害弔慰金等支給審査会の会長等の報酬の額を定める。(別表)

(議案第12号)

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、築50年を超え、老朽化が進んでいる杉並区立大宮保育園を改築することとし、改築工事が終了するまでの間、同園を移転することとした。

このことに伴い、大宮保育園の位置を変更する必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

位置	杉並区永福三丁目51番17号 (コミュニティふらっと永福及び永福図書館と併設)
敷地面積	2,206.68㎡
建築面積	1,108.39㎡
延床面積	2,955.38㎡のうち、大宮保育園部分872.86㎡
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上3階建て
施設内容	1階 0歳～5歳児室、調理室、事務室・医務室、トイレ、園庭等

<改正の概要>

大宮保育園の位置を「杉並区大宮二丁目16番16号」から「杉並区永福三丁目51番17号」に改める。(第1条)

<実施の時期>

令和3年2月8日

(議案第13号)

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、区営住宅駐車場の使用料について、近傍同種の民間駐車場の料金との均衡を勘案し、駐車場の使用許可期間に合わせ、3年ごとに見直しを行っているところである。

このたび、近傍同種の民間駐車場との均衡を図ることを原則として、区の歳入確保、区営住宅使用者の経済的負担等の観点から検討した結果、区営住宅2箇所の駐車場の使用料を改定することとした。

このことに伴い、松ノ木二丁目第二アパート及び成田東一丁目アパートの駐車場の使用料を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

区営住宅2箇所の駐車場の使用料を次のとおり改める。(別表第2)

駐車場設置区営住宅	旧使用料(月額)	新使用料(月額)
松ノ木二丁目第二アパート	15,000円	16,000円
成田東一丁目アパート	18,000円	16,000円

<実施の時期等>

- 1 令和2年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項)

(議案第14号)

杉並区森林環境譲与税基金条例

<制定の趣旨>

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が制定され、温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和元年度から森林環境税の収入額に相当する額を国から区市町村等へ譲与し、区市町村は、森林環境譲与税を森林の整備に関する施策等に要する費用に充てることとされた。

このたび、令和2年度税制改正の大綱において、令和2年度以降の譲与額が増額されることとなったことを踏まえ、森林環境譲与税をより適正に管理するとともに、計画的かつ効果的な活用を図るため、森林環境譲与税基金を設置することとした。

このことに伴い、森林環境譲与税基金を設置する必要があるため、この条例案を提出する。

<条例の概要>

1 設置(第1条)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項に掲げる施策に要する経費の財源に充てるため、杉並区森林環境譲与税基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 積立額(第2条)

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

3 管理、運用益金の処理、繰替運用及び処分について定める。(第3条から第6条まで)

4 委任(第7条)

<実施の時期>

令和2年4月1日

(議案第15号)

杉並区教育振興基本計画審議会条例

<制定の趣旨>

区は、令和3年度を目標年度とする「杉並区教育ビジョン2012」に掲げた「杉並の目指す教育」を実現するため、施策の重点化を図りながら、着実に取組を推進してきたところである。

このたび、これまでの取組実績及び教育行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後おおむね10年程度を見据えた新たな「杉並の目指す教育」を実現するための指針を示す必要があるため、教育基本法に基づく教育振興基本計画として新たな教育ビジョンを策定することとし、教育振興基本計画の策定に関し必要な事項を調査審議する教育委員会の附属機関を設置することとした。

このことに伴い、教育振興基本計画審議会を設置する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<条例の概要>

1 設置(第1条)

杉並区の教育振興基本計画を策定するため、教育委員会の附属機関として、杉並区教育振興基本計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 所掌事項(第2条)

審議会は、教育委員会の諮問に応じ、杉並区の教育振興基本計画の策定に関し必要な事項について調査審議し、答申するほか、教育委員会に意見を述べることができる。

3 組織(第3条)

審議会は、次に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する委員13人以内をもって組織し、委員の任期は、答申が行われた日までとする。

ア 区民 2人以内

イ 学校教育及び社会教育の関係者 6人以内

ウ 学識経験者 5人以内

4 会長及び副会長、会議並びに委員以外の者の出席等について定める。(第4条から第6条まで)

5 委任(第7条)

<実施の時期等>

1 令和2年7月1日から施行する。(附則第1項)

2 この条例は、審議会の答申があった日の翌日に効力を失う。(附則第2項)

3 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(附則第3項及び第4項)

審議会の会長等の報酬の額を定めること等とする。(別表)

(議案第16号)

杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区教育ビジョン2012推進計画」に基づき、区立小中学校の屋内運動場について、冷暖房設備の設置を進めてきたところであり、令和3年度には、改築予定の中瀬中学校を除く全ての小中学校への設置が完了するところである。

令和2年度には、3分の2の小中学校の屋内運動場に冷暖房設備が設置されることから、冷暖房設備が設置された屋内運動場の使用料を設定することとした。

このことに伴い、屋内運動場の使用料を改める必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

冷暖房設備を有しない屋内運動場の使用料の額を500円と、冷暖房設備を有する屋内運動場の使用料の額を600円とする。(別表第1)

<実施の時期等>

- 1 令和2年6月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な準備行為及び経過措置について定める。(附則第2項及び第3項)

(議案第17号)

杉並区立図書館条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、築50年を超え、老朽化が進んでいる杉並区立永福図書館を移転することとした。

このことに伴い、永福図書館の位置を変更する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

位置	杉並区永福三丁目51番17号 (コミュニティふらっと永福及び大宮保育園と併設)
敷地面積	2,206.68㎡
建築面積	1,108.39㎡
延床面積	2,955.38㎡のうち、永福図書館部分1,055.87㎡
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上3階建て
施設内容	2階 一般開架コーナー、児童開架コーナー、乳幼児室等

<改正の概要>

- 1 永福図書館の位置を「杉並区永福四丁目25番7号」から「杉並区永福三丁目51番17号」に改める。(第1条)
- 2 永福図書館は、コミュニティふらっと永福との複合的施設として設置する。(第1条)

<実施の時期>

令和3年4月1日

(議案第18号)

杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

公職選挙法施行令の一部が改正され、投票管理者等について、交替して職務を行わせることができることとされたことから、区は、交替して職務を行う投票管理者の報酬の額を定めること等とした。

このことに伴い、投票管理者に交替して職務を行わせる場合の投票管理者の報酬の額を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 杉並区選挙管理委員会が管理する選挙につき、更正決定又は繰上補充に係る選挙会を開く場合における選挙長の報酬の額を6,000円と、選挙立会人の報酬の額を5,000円とすること等とする。(第2条)
- 2 職務を行う時間が投票時間の2分の1である場合の投票管理者の報酬の額を7,500円(期日前投票の場合は、6,500円)とする。(別表)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項)

(議案第19号)

(仮称) 杉並区立阿佐谷地域区民センター等複合施設建設
建築工事の請負契約の締結について

件名	(仮称) 杉並区立阿佐谷地域区民センター等複合施設建設建築工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区阿佐谷南三丁目2番2号 江州・国際・興信建設共同企業体 代表者 江州建設 株式会社 代表取締役 磯村 昭彦
契約の金額	1,980,000,000円
契約の目的	杉並区立施設再編整備計画に基づき 阿佐谷地域区民センター及び阿佐谷児童館を移転改築する。地上及び屋上公園を併設し、複合施設として建設する。
工事概要	<ul style="list-style-type: none">敷地面積：3,882.22 m²構造：鉄筋コンクリート造階数：地上3階、地下1階規模：建築面積 1,545.35 m² 延床面積 4,976.70 m² 主な諸室 <ul style="list-style-type: none">地下1階：中央管理室、電気室、機械室、駐車場、防災倉庫等1階：遊戯室、育成室、幼児・乳児コーナー、ロビー・展示スペース、受付・管理事務室等2階：音楽室、レクリエーション室、体育室、洋室、地域活動係事務室、防災倉庫等3階：料理室、工芸室、洋室、和室、防災倉庫等 その他 屋上公園、地上公園、ベビーカー置場、駐輪場等
工事期間	契約締結の翌日から令和3年10月29日まで
発注方法	建設共同企業体発注
仮契約日	令和元年12月13日
入札参加者数	自主結成された3社を構成員とする建設共同企業体3者

(議案第20号)

(仮称) 杉並区立阿佐谷地域区民センター等複合施設建設
電気設備工事の請負契約の締結について

件名	(仮称)杉並区立阿佐谷地域区民センター等複合施設建設電気設備工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区堀ノ内三丁目25番5号 牧野・杉並建設共同企業体 代表者 牧野電設工業 株式会社 代表取締役 牧野 光洋
契約の金額	239,800,000円
工事概要	1 高圧引込設備 2 受変電設備 3 発電設備 4 幹線・動力設備 5 電灯コンセント設備 6 照明器具取付 7 電話設備 8 放送設備 9 情報設備 10 トイレ呼出・インターホン設備 11 テレビ共聴設備 12 音響設備 13 電気時計設備 14 自動火災報知設備 15 情報表示設備 16 防犯設備 17 誘導支援設備
工事期間	契約締結の翌日から令和3年10月29日まで
発注方法	建設共同企業体発注
仮契約日	令和元年12月25日
入札参加者数	自主結成された2社を構成員とする建設共同企業体3者

(議案第21号)

(仮称) 杉並区立阿佐谷地域区民センター等複合施設建設
給排水衛生設備工事の請負契約の締結について

件名	(仮称) 杉並区立阿佐谷地域区民センター等複合施設建設 給排水衛生設備工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区桃井一丁目3番2号 シンコー・克明工業 株式会社 代表取締役 吉田 香太郎
契約の金額	167,200,000円
工事概要	1 衛生器具設備 2 給水設備 3 排水設備 4 給湯設備 5 消火設備 6 ガス設備 7 さく井設備
工事期間	契約締結の翌日から令和3年10月29日まで
発注方法	単体発注
仮契約日	令和元年12月11日
入札参加者数	4者

(議案第22号)

(仮称) 杉並区立阿佐谷地域区民センター等複合施設建設
空気調和設備工事の請負契約の締結について

件名	(仮称) 杉並区立阿佐谷地域区民センター等複合施設建設空気調和設備工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区宮前五丁目16番4号 ミナト・ユウダイ建設共同企業体 代表者 ミナト矢崎サービス 株式会社 代表取締役 山口 孝二
契約の金額	225,500,000円
工事概要	1 空気調和設備工事 2 換気設備工事 3 床暖房設備工事 4 機械排煙設備工事 5 自動制御設備工事
工事期間	契約締結の翌日から令和3年10月29日まで
発注方法	建設共同企業体発注
仮契約日	令和元年12月25日
入札参加者数	自主結成された2社を構成員とする建設共同企業体3者

(議案第23号)

杉並区立小中一貫教育校高円寺学園環境整備工事の請負契約の締結について

件名	杉並区立小中一貫教育校高円寺学園環境整備工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区高円寺南四丁目15番11号 白石建設 株式会社 代表取締役 北澤 暖
契約の金額	367,400,000円
契約の目的	「高円寺地域における新しい学校づくり計画」に基づき、建設を行ってきた施設一体型の小中一貫教育校である高円寺学園の環境整備工事を行う。
工事概要	1 屋外倉庫建設工事（屋外体育倉庫、屋外便所） 2 駐輪場建設工事 3 守衛室建設工事 4 舗装整備工事（校庭、歩道状空地等） 5 囲障整備工事（防球ネット、フェンス等） 6 雨水貯留浸透槽設置工事 7 電気設備工事 8 給排水衛生空気調和設備工事
工事期間	契約締結の翌日から令和2年8月14日まで
発注方法	単体発注
仮契約日	令和元年12月11日
入札参加者数	4者

(議案第25号)

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

＜変更の趣旨＞

東京都後期高齢者医療広域連合では、2年ごとの保険料改定期において、関係区市町村と協議の上、被保険者の負担軽減のための特別対策及び低所得者に対する保険料所得割額軽減策についての経費負担を継続することとし、附則の変更を行ってきた。

今回の保険料改定に当たっても、保険料の上昇が見込まれたため、法令本則どおりに算定した保険料の増加抑制対策として当該特例措置等を継続することとし、負担金の支弁の方法を定めた規約の変更を行うものである。

なお、広域連合の規約の一部変更については、地方自治法第291条の11に、関係区市町村の議会の議決を経る必要が規定されているため、議案として提出する。

＜変更の概要＞

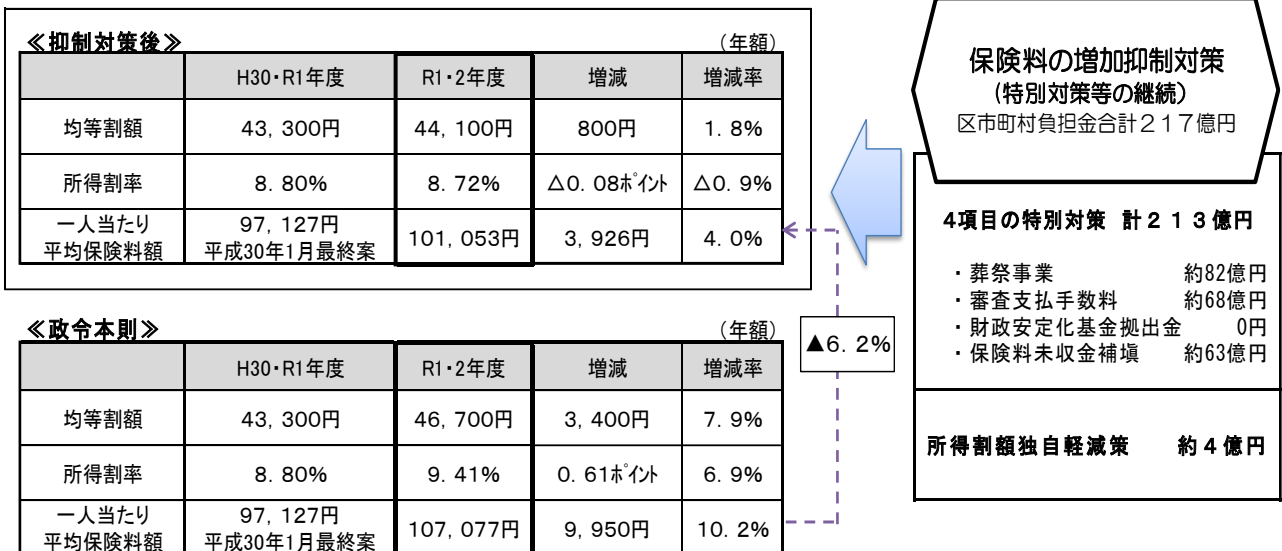
保険料の軽減対策について、平成30、令和元年度に引き続き、令和2、3年度においても、この軽減に係る経費を関係の62区市町村の一般財源を投入し負担金により支弁することとして、規約の附則にその旨を規定する。

＜実施の時期＞

令和2年4月1日から施行する。

＜参考＞

令和2・3年度後期高齢者医療制度保険料率について（東京都後期高齢者医療広域連合）



(議案第26号～29号)

令和元年度杉並区各会計補正予算

今回の補正予算では、緊急を要する経費や新たな事情の変化に伴う経費を計上するとともに、今年度の清算的要素を含む事業について計上するものです。

1. 議案第26号 令和元年度杉並区一般会計補正予算(第5号)

【概要】

補正事業 50事業(増額12事業、減額38事業) 6,188,183千円
財源更正 2事業

【主な歳出予算】

○財政調整基金積立金 2,611,306千円
○土地開発公社の事業支援 3,343千円
○認知症高齢者グループホームの建設助成 10,126千円
○私立認可保育所 798,658千円
○保育施設建設助成 2,642,535千円

【主な歳入予算】

○特別区税 123,475千円
○特別区財政交付金 1,800,000千円
○国庫支出金 2,086,172千円
○都支出金 1,595,816千円

【繰越明許費】

○追加

No.	款	項	事業名	金額
1	総務費	政策経営費	防災施設整備	207千円
2	生活経済費	区民生活費	西荻地域区民センターの改修	3,243千円
3	生活経済費	区民生活費	高円寺地域区民センターの改修	11,350千円
4	生活経済費	戸籍住民基本台帳費	高円寺区民事務所の改修	1,135千円
5	生活経済費	産業経済費	勤労福祉会館の改修	17,598千円
6	保健福祉費	社会福祉費	特別養護老人ホーム等の建設助成	38,540千円
7	保健福祉費	児童福祉費	保育施設の整備	552千円
8	都市整備費	土木建設費	道路維持補修	74,216千円
9	教育費	小学校費	小中一貫校の施設整備(高円寺地区)	61,740千円
10	教育費	中学校費	小中一貫校の施設整備(高円寺地区)	61,740千円
11	教育費	社会教育費	社会教育センターの改修	10,215千円
12	教育費	社会教育費	中央図書館の改修	69,960千円

【債務負担行為】

○追加

No.	事項	期間	限度額
1	社会福祉法人東京家庭学校に対する保育施設建設助成	令和2年度まで	17,000千円

2. 議案第27号 令和元年度杉並区国民健康保険事業会計補正予算（第1号）**【概要】**

補正事業 10事業（増額2事業、減額8事業） △250,086千円
財源更正 5事業

【主な歳出予算】

○国民健康保険事業費納付金（医療給付費分、介護納付金分）
△340,861千円
○保険給付費等交付金償還金 277,510千円

【主な歳入予算】

○国民健康保険料 △975,976千円
○繰入金 882,322千円

3. 議案第28号 令和元年度杉並区介護保険事業会計補正予算（第2号）**【概要】**

補正事業 4事業（増額4事業、減額0事業） 1,658,194千円
財源更正 3事業

【主な歳出予算】

○介護保険給付費準備基金の積立 801,289千円
○介護保険事業会計国庫支出金等返還金 190,693千円
○一般会計繰出金 637,342千円

【主な歳入予算】

○繰越金 1,594,262千円

4. 議案第29号 令和元年度杉並区後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）**【概要】**

補正事業 5事業（増額3事業、減額2事業） △66,306千円
財源更正 1事業

【主な歳出予算】

○広域連合分賦金 △163,400千円
○一般会計繰出金 136,724千円

【主な歳入予算】

○繰入金 △337,750千円
○繰越金 168,519千円

(議案第30号～34号)

令和2年度杉並区各会計当初予算

1. 議案第30号 令和2年度杉並区一般会計予算

【予算規模】 193,796,000千円(前年度比 4,731,000千円、2.5%増)

【歳入歳出総括】

○歳入

(単位：千円)

款	予算額	対前年度比	
特別区税	66,929,646	1,077,159	1.6%
地方譲与税	796,000	36,000	4.7%
利子割交付金	190,000	△20,000	△9.5%
配当割交付金	1,020,000	△50,000	△4.7%
株式等譲渡所得割交付金	560,000	△120,000	△17.6%
地方消費税交付金	12,470,000	3,200,000	34.5%
自動車税環境性能割交付金	190,000	120,000	171.4%
地方特例交付金	348,000	98,000	39.2%
特別区財政交付金	42,600,000	△1,500,000	△3.4%
交通安全対策特別交付金	43,000	△2,000	△4.4%
分担金及び負担金	2,482,721	△1,995,159	△44.6%
使用料及び手数料	3,798,397	△117,209	△3.0%
国庫支出金	30,015,875	1,463,908	5.1%
都支出金	15,927,578	1,746,052	12.3%
財産収入	403,156	108,445	36.8%
寄附金	41,361	△986	△2.3%
繰入金	5,527,167	330,523	6.4%
繰越金	2,500,000	0	0.0%
諸収入	2,050,099	17,267	0.8%
特別区債	5,903,000	549,000	10.3%
自動車取得税交付金	0	△210,000	皆減
合計	193,796,000	4,731,000	2.5%

○歳出

(単位：千円)

款	予算額	対前年度比	
議会費	805,737	△3,800	△0.5%
総務費	7,422,025	△195,255	△2.6%
生活経済費	8,395,423	1,444,420	20.8%
保健福祉費	96,968,150	4,511,493	4.9%
都市整備費	11,315,482	△3,191,854	△22.0%
環境清掃費	6,698,529	373,324	5.9%
教育費	19,977,914	145,882	0.7%
職員費	39,826,253	1,340,560	3.5%
公債費	2,086,485	306,230	17.2%
諸支出金	2	0	0.0%
予備費	300,000	0	0.0%
合計	193,796,000	4,731,000	2.5%

【債務負担行為】 20事項 1,282,000千円

【地方債】 8事項 5,903,000千円

【基本構想に掲げる5つの目標別及び杉並区のさらなる飛躍に向けた重点事業】

○目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

- ・ブロック塀等の安全対策支援の拡充 (30,200千円)
- ・要配慮者用テント、液体ミルク等災害備蓄品の充実 (119,538千円)
- ・町会・自治会防犯カメラの設置補助開始と通学路等防犯カメラの増設 (36,500千円)

○目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

- ・新たな商店街活性化策を検討する懇談会の設置と税理士等のチェックによる補助金適正化 (5,300千円)
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催におけるSUGINAMIおもてなしプロジェクトの実施 (21,523千円)
- ・駅周辺における住民参画のまちづくりの推進 (22,727千円)
- ・「農福連携農園」の整備・開園準備 (129,649千円)

○目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

- ・多世代が集う公園の整備 (334,012千円)
- ・(仮称)荻外荘公園の整備推進と復原に向けた機運醸成 (32,708千円)
- ・フードシェアリング普及・促進による食品ロスの削減 (100千円)
- ・「ゼロ・ウェイストすぎなみ」の検討 (500千円)

○目標4 健康長寿と支えあいのまち

- ・安全で質の高いがん検診体制の確保 (960,305千円)
- ・後期高齢者歯科健康診査等の実施による高齢者の口腔機能の維持・向上 (11,310千円)
- ・アプリを活用した行先不明高齢者の探索・保護事業の実施 (441千円)
- ・障害者の地域生活を支える地域ネットワークの構築 (193,063千円)

○目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

- ・認可保育所整備率と保育の質の向上 (599,971千円)
- ・園庭確保の支援による保育環境の充実 (38,413千円)
- ・学童クラブ待機児童の解消に向けた対策の強化 (111,668千円)
- ・相談体制の強化と専用システム導入による児童虐待防止対策の推進 (6,338千円)
- ・「部活動指導員」の試行的配置による部活動支援の拡充 (71,621千円)
- ・子どもから大人まで世代を超えた区民が集い交流できる次世代型科学教育の新たな拠点等の整備 (8,660千円)
- ・(仮称)地域コミュニティ施設の開設 (221,510千円)
- ・中央図書館のリニューアルオープン (1,400,278千円)

○杉並区のさらなる飛躍に向けて

- ・杉並の新たな時代を創る「新基本構想」の策定着手 (14,351千円)
- ・杉並が目指す教育の指針「新教育ビジョン」の策定着手 (1,481千円)
- ・飼犬・飼主の登録事務や税・保険料賦課業務等へのRPA等の導入 (5,980千円)
- ・AIロボットによる案内業務の実証実験開始及びICTを活用した業務改革の調査・研究 (5,000千円)
- ・区制90周年事業の開催に向けた調査・研究 (1,000千円)

2. 議案第31号 令和2年度杉並区国民健康保険事業会計予算

【予算規模】 52,674,207千円 (前年度比 △1,375,039千円、2.5%減)

3. 議案第32号 令和2年度杉並区用地会計予算

【予算規模】 4,289,514千円 (前年度比 4,261,095千円、14,993.8%増)

4. 議案第33号 令和2年度杉並区介護保険事業会計予算

【予算規模】 46,989,696千円 (前年度比 1,682,210千円、3.7%増)

5. 議案第34号 令和2年度杉並区後期高齢者医療事業会計予算

【予算規模】 14,169,304千円 (前年度比 300,281千円、2.2%増)